

特定非営利活動法人 札幌いちご会

第2回 総会 議案書

2016年5月27日

(於 札幌いちご会事務所)

総会次第

- 1 開会宣言
- 2 理事長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 議題 第1号 2015年度事業報告
 - (2) 議題 第2号 2015年度決算報告
 - (3) 議題 第3号 2015年度監事監査報告
 - (4) 議題 第4号 2016年度事業計画
 - (5) 議題 第5号 2016年度事業予算(案)
 - (6) 議題 第6号 諸規約の制定について
 - ①特定非営利活動法人札幌いちご会会員規約
 - ②特定非営利活動法人札幌いちご会役員報酬規程
 - ③特定非営利活動法人札幌いちご会寄附金品受入事務 取扱要領
 - (7) その他
- 4 その他
- 5 閉会宣言

第 1 号議案 2015 年度事業報告

提案理由

このことについて、別紙「事業報告書」(3p～7p)のとおり、報告しますので、定款第 22 条 第 1 項 第 5 号により承認の議決を求めます。

2015 年度事業報告書

1、事業実施経過

4月	12日	NPO法人設立総会
5月	7日	あずみ福祉カレッジ 講師 小山内
	8日	「いちご通信」188号制作(40p)発送 巻頭言「福祉はどこに流れていくのか」他
	27日	いちご通信「人生を聞く」取材(いちご会事務所)ボランティア 伊藤直紀・自由工房 神亮介 濱岸徹
	28日	東京大学「障がい者のリアルに迫る」ゼミ 講師 小山内
6月	8日	いちご通信 当事者へ取材 ボランティア 伊藤 直紀
	19日	札幌心療福祉専門学校 講師 小山内
	24日	北海道文教大学 人間科学部こども発達学科 講師 小山内
8月	5日	「いちご通信」189号制作(44p)発送 巻頭言「感動のひとつ言」他
	8日	聖公会特別支援教育 学習会ぶどうの木(釧路) 講師 小山内
	19日	法人設立「特定非営利活動法人 札幌いちご会」(登記完了)
9月	3日	札幌弁護士会修習研修 講師 小山内
	6日	ながつきフェスティバル バザー出店 小山内・長谷川・金田
	9日	追手門大学 (福)アンビシャス 講師 小山内
	17日	NPO法人札幌いちご会 ホームページ 公開
	28日	日本福祉学院介護福祉学科 講師 小山内
	29日	いちご通信「人生を聞く」取材(札幌アシストマザー) ボランティア 伊藤直紀
10月	24日	NPO法人設立記念講演主催(ちえりあ) 第一部講演「自分の力で生きる」講師 竹田保氏 第二部ディスカッション「ケアを受けながら働く」パネラー 大谷哲也氏・登り口倫子氏
	24日	NPO法人札幌いちご会 第一回理事会(いちご会事務所)
	29日	2016年 年賀状販売開始
11月	6日	JICA中央アジア研修(福)アンビシャス 講師 小山内・澤口
	6日	「いちご通信」190号制作(40p)発送 巻頭言「小春日和、あたたかな思い出」他
	8日	サービス付高齢者向け住宅 相談員養成研修 講師 小山内
	9日	聖ミカエル幼稚園 インクルーシブ教育 講師 小山内
	10日	知徳高校(静岡県) (ホテルモントレー) 講師 小山内
	14日	「いちご通信臨時号」発送一斉作業 ボランティア 15名参加
	22日	勉強会「65歳になったら私たちに何が起きるのか」主催(ちえりあ) 講師 奥田龍人氏 講師 森本俊二氏
12月	17日	「いちご通信臨時号」10, 997通 発送
1月	7日	新聞社回り「書き損じ葉書を募る」記事掲載依頼 小山内 長谷川
	12日	毎日新聞に「書き損じ葉書の募集」と題し記事が掲載される
	19日	北海道大学発達作業療法学演習 講師 小山内
	19日	北海道新聞朝刊に「書き損じ年賀状寄付を呼び掛け」と題し記事が掲載される
	19日	「いちご通信臨時号」19, 249通 発送
	29日	いちご通信寄稿当事者交流会
	30日	「発達凸凹(でこぼこ)の苦勞の当事者研究」参加 小山内 長谷川
2月	9日	「いちご通信」191号制作(44p)発送 巻頭言「すべては愛から」他
	19日	ピアカウンセリング技術向上研修会 開催(いちご会事務所)
	29日	勉強会「自立生活を守る～65歳になったら私たちに何が起きるのか～」(函館)講師 奥田龍人氏
3月	16日	澤口京子さん宅へ新居の取材 ボランティア 伊藤直紀 自由工房 神亮介・濱岸徹
	21日	「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援シンポジウム・札幌」(医師会館)参加 小山内 長谷川
	24日	いちご通信「人生を聞く」取材(福)アンビシャス 小山内
4~3月		ピアカウンセリング 20名 24回

2、主な実施事業

(1) NPO 法人設立記念講演会

日 時 2015年10月24日(土) 13:30~16:00

場 所 生涯学習センターちえりあ

内 容 第一部 講演「自分の力で生きる」

講師 竹田保氏(社会福祉法人 HOP・社会福祉法人 アンビシャス理事長)

第二部 ディスカッション「ケアを受けながら働く」

パネラー 大谷哲也氏(NPO法人 LIFE INNOVATION代表理事)

パネラー 登り口倫子氏(社会福祉法人 あむ)

参加者 120名

(2) 勉強会

日 時 2015年11月22日(日) 14:00~16:00

場 所 生涯学習センターちえりあ

内 容 勉強会「65歳になったら私たちに何が起きるか」

講師 奥田龍人氏(一般社団法人 北海道ケアマネジメントサポートリンク理事長)

講師 森本俊二氏(相談支援事業所さに一さいど)

参加者 35名

(3) 勉強会

日 時 2016年2月29日(月) 15:00~17:30

場 所 函館市立図書館

内 容 勉強会「自立生活を守る~65歳になったら私たちに何が起きるか」

講師 奥田龍人氏(一般社団法人 北海道ケアマネジメントサポートリンク理事長)

函館市の現状報告 横川由紀氏(NPO法人 自立の風かんばす)

札幌市の現状報告 小山内美智子 澤口京子

参加者 56名

3、いちご通信の発行

(1) 第188号

発行日 2015年5月10日 1,400部

送付 1,161部

主な掲載記事(目次)

巻頭言「福祉はどこに流れていくのか」

講演会「札幌市から発信する新しいヘルパー制度とは」

ヘルパーさんは何をする人

(2) 第 189 号

発行日 2015 年 8 月 10 日 1,400 部

送 付 1,160 部

主な掲載記事(目次)

巻頭言「感動のひと言」

東大ゼミ「障がい者と性」を語る

「暮らし」という作品－11 月の 5 日間（小山内美智子との合宿記）①

(3) 第 190 号

発行日 2015 年 11 月 10 日 1,400 部

送 付 1,161 通

主な掲載記事(目次)

巻頭言「小春日和、あたたかな思い出」

NPO 法人札幌いちご会設立記念講演「自分の力で生きる」
ディスカッション「ケアを受けながら働く」

言葉の虐待ワークショップを開催して思うこと

(4) 第 191 号

発行日 2016 年 2 月 10 日 1,400 部

送 付 1,174 通

主な掲載記事(目次)

巻頭言「すべては愛から」

勉強会「65 歳になったら私たちに何が起きるのか」

正しいと思ったことは、勇気をもってやってみる

(5) その他

いちご通信寄稿当事者交流会開催

4、講師派遣活動

5 月 7 日 あずみ福祉カレッジ 講師 小山内

28 日 東京大学「障がい者のリアルに迫る」ゼミ 講師 小山内

6 月 19 日 札幌心療福祉専門学校 講師 小山内

24 日 北海道文教大学 人間科学部こども発達学科 講師 小山内

8 月 8 日 聖公会特別支援教育 学習会ぶどうの木(釧路) 講師 小山内

9 月 3 日 札幌弁護士会修習研修 講師 小山内

9 日 追手門大学（（福）アンビシャス） 講師 小山内

28 日 日本福祉学院介護福祉学科 講師 小山内

- 11月 6日 JICA中央アジア研修（（福）アンビシャス）講師 小山内・澤口
 8日 サービス付高齢者向け住宅 相談員養成研修 講師 小山内
 9日 聖ミカエル幼稚園 インクルーシブ教育 講師 小山内
 10日 知徳高校(静岡県)（ホテルモントレイ）講師 小山内
 1月 19日 北海道大学発達作業療法学演習 講師 小山内

5、会員（2016年3月31日現在登録者数）

賛助会員A	786名
賛助会員B	74名
贈呈	309名
サポーター	28,073名（内訳：個人 18,580名 団体 9,493団体）

6、収入の確保及び収益活動

(1) 会費の納入

賛助会員A	1,241,000円
賛助会員B	812,000円
合計	2,053,000円

(2) 切手類の販売

企業、法人、団体（53ヶ所）	6,763,789円
個人	530,775円
販売手数料（委託販売）	217,803円
合計	7,512,367円

(3) 物品販売

書籍	36冊	55,051円
足指で描いた絵はがき（5枚入）	26セット	7,800円
バザー品		36,362円
商品券、他		71,688円
合計		170,901円

(4) 雑収入

金券、切手買取	2,755,841円
他	55,070円
合計	2,810,911円

(5) 補助金及び主な寄贈品

補助金

一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会 (生活訓練事業)	181,000 円
北海道 (キャリアパス支援等研修事業)	446,000 円

寄贈物品

第一生命保険株式会社 労働組合	ビデオカメラ、プロジェクター、スクリーン、 パーソナルラミネーター
株式会社日立製作所北海道支社 親切会	冷暖房エアコン

大口寄付

月 日	氏 名	金 額
5月7日～3月10日 (11回)	O・M	324,000
6月2日	K・T	56,000
9月15日	F・H	100,000
9月7・12月22日	N・N、N・Y	100,000
12月22日	A・E	500,000
1月12日	H・R	52,000
1月22日	K・A	50,000

※2015年度書き損じ葉書寄付枚数 120,450枚 (官製葉書の種類は5~52円となっています。)これらの葉書等は郵便局で新品の切手や葉書などに交換し、(2)のとおり商品として販売することや切手買取(4)雑収入として経理した。

7、その他

(1) 法人活動

- 8月19日 法人設立
- 9月6日 社会福祉法人アンビシャス、社会福祉法人愛敬園北愛館協賛
「ながつきフェスティバル」にバザー出店
- 9月17日 NPO法人札幌いちご会 ホームページ公開
- 10月24日 第1回理事会

(2) その他

- 1月30日 「発達凸凹(でこぼこ)の苦勞の当事者研究」 参加 小山内 長谷川
- 3月21日 「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援シンポジウム・札幌」
(医師会館) 参加 小山内 長谷川

第 2 号議案 2015 年度決算報告

提案理由

このことについて、別紙（9 p ～11 p）「貸借対照表」、
「活動（収支）計算書」、「財産目録」、のとおり報告します
ので、定款第 22 条 第 1 項 第 5 号により承認の議決を求め
ます。

2015年度 貸借対照表
2016年3月31日現在

(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	33,261,196	
商品	2,910,243	
前払費用	189,000	
その他事業未収金	457	
預け金	166,731	
流動資産合計		36,527,627
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物	94,178	
車両運搬具	19,043	
有形固定資産計	113,221	
(2) 無形固定資産		
電話加入権	266,984	
無形固定資産計	266,984	
(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	31,000,000	
敷金	720,000	
保険積立	1,500,000	
投資その他の資産計	33,220,000	
固定資産合計		33,600,205
資産合計		70,127,832
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	273,993	
預り金	58,680	
仮受金	8,000	
流動負債合計		340,673
2 固定負債		
固定負債合計		
負債合計		340,673
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	73,156,200	
当期正味財産増減額	-3,369,041	
正味財産合計		69,787,159
負債及び正味財産合計		70,127,832

2015年度 活動計算書
2015年4月1日から2016年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	2,053,000		2,053,000
2 受取寄附金			0
受取寄附金	2,439,416		2,439,416
寄付物品		7,529,137	7,529,137
3 受取助成金等			0
受取民間助成金	627,000		627,000
4 事業収益			0
切手等販売事業収益		7,917,077	7,917,077
5 その他収益			0
雑収益		2,810,911	2,810,911
有価証券分配金	863,873		863,873
受取配当金	84,387		84,387
受取利息	84,355		84,355
経常収益計	6,152,031	18,257,125	24,409,156
II 経常費用			
給料手当	5,917,989	2,915,491	8,833,480
通勤手当	96,860	96,860	193,720
法定福利費	852,326	362,828	1,215,154
福利厚生費	8,300	7,038	15,338
退職金	65,000	65,000	130,000
接待交際費	26,800		26,800
会議費	49,673		49,673
旅費交通費	349,108		349,108
外注費	1,284,901		1,284,901
広告宣伝費	232,200		232,200
通信費	645,007		645,007
消耗品		391,499	391,499
事務用消耗品		98,444	98,444
修繕費		297,442	297,442
水道光熱費		390,481	390,481
諸会費		45,360	45,360
支払手数料	909,992	324,000	1,233,992
車両費		106,020	106,020
地代家賃		2,268,000	2,268,000
賃借料	62,022		62,022
保険料		102,714	102,714
租税公課		4,660	4,660
減価償却費		226,438	226,438
雑費	241,147		241,147
燃料代		37,344	37,344
売上原価		9,072,253	9,072,253
ボランティア活動費		225,000	225,000
経常費用計	10,741,325	17,036,872	27,778,197
当期経常増減額	-4,589,294	1,220,253	-3,369,041
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
当期商品仕入費			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			-3,369,041
前期繰越正味財産額			73,156,200
次期繰越正味財産額			69,787,159

2015年度 財産目録
2016年3月31日現在(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
手元現金	27,284	
銀行普通預金	30,233,912	
銀行定期預金	3,000,000	
商品	2,910,243	
前払費用	189,000	
その他事業未収金	457	
預け金	166,731	
流動資産合計		36,527,627
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物	94,178	
車両運搬具	19,043	
有形固定資産計	113,221	
(2) 無形固定資産		
電話加入権	266,984	
無形固定資産計	266,984	
(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	31,000,000	
敷金	720,000	
保険積立金	1,500,000	
投資その他の資産計	33,220,000	
固定資産合計		33,600,205
資産合計		70,127,832
II 負債の部		
1 流動負債		
管理費未払金	273,993	
預け金	58,680	
仮受金	8,000	
流動負債合計		340,673
2 固定負債		
長期借入金		
銀行借入金		
固定負債合計		
負債合計		340,673
正味財産		69,787,159

第 3 号議案 2015 年度監事監査報告


このことについて、定款第 14 条 第 5 項 第 2 号により監査を実施しましたので報告します。

記

- 1、実施年月日 2016 年 5 月 20 日
- 2、監査内容 2015 年度会計全般及び財産状況
- 3、監査結果 会計及び財産について、収支証拠書類、諸帳等、預金帳等について監査した結果概ね適正に処理及び財産の保全が図られていたことを確認しました。

特定非営利活動法人 札幌いちご会

監事 白戸 一秀 

監事 梅井 治雄 

第 4 号議案 2016 年度事業計画

提案理由

このことについて、次の事業計画書（14 p～15 p）のとおり
実施する 定款第 22 条 第 1 項 第 4 号により承認を求めます。

2016 年度事業計画

1 事業方針

- (1) 以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- (2) 法人化 2 年目をむかえ、公益事業の安定的な実施体制の確立と本会目的を確実に達成するなど、会の運営の安定化を推進する。
- (3) 前年度検討事業であったヘルパー事業の実施に向けて準備、体制の整備を行う。

2 事業計画

事業名	具体的な事業内容	備考
1 ホームヘルパー養成、介護スキル向上のための講座開催	<p>(1) 居宅介護事業所及び訪問介護事業所の開設 昨年度から実施に向けて検討していたホームヘルパー事業に今年度着手し、事業の安定的な運営を目指す。 ※障害者総合支援法及び介護保険法の両方からの指定を受け、ヘルパー制度を利用している障害者の高齢化に伴う諸課題に積極的に対応する。</p> <p>(2) 事業所開設に向け、ヘルパーのための技術、技能向上のための研修の開催 ※本会事業所（予定） 職員のみならず近隣の事業所にも参加を働きかける。</p> <p>時期 2016 年 10 月 場所 事業所内事務室等</p>	
2 各種の講演会、講習会、研究会等の開催	<p>(1) 講演会の開催 熊谷晋一郎氏を招いて障がい者の性についての講演を予定 日時 2016 年 10 月 1 日 場所 未定</p> <p>(2) 札幌いちご会設立 40 周年記念講演会 地域における障がい者の自立生活について、学識経験者等に講演をいただく 時期 2017 年 1 月 場所 未定</p>	
3 障がい者の社会参加や自立促進のための障害者自立生活センター、サロンの開催事業	<p>(1) 障害者自立生活センターの運営 関連社会福祉法人、機関と連携を強化し、障害者の地域生活移行の促進に向けて啓発活動等を強化する。</p>	

	<p>(2) 障害者サロン「いちご」の開設 ひきこもっている障がい者、どこにも所属していない障がい者等に「居場所」を提供し役割や生きがいを獲得していく中で対人や地域との関係改善、自立生活に向けた支援を行う。</p> <p>①開設時期 2016年8月 ②場所 事務所の一角 ③活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターによる相談支援 ・パソコン教室 ・ボランティア活動 ・レクリエーション交流会 <p>(3) 障害者社会参加総合推進事業 北身協からの助成を受けピアカウンセリング事業等を行う</p> <p>①地域生活啓発事業 時期 2016年9月 場所 帯広市</p> <p>②ピアサポーター養成事業 ピアサポーターの養成や相談支援能力の向上に向けた学習会等を開催する。 時期 2017年1月 場所 札幌市内</p> <p>③ピアサポーター事業</p>	
<p>4 「いちご通信」 発行事業</p>	<p>(1) 年4回 ※臨時増刊号の発行 (各種報告書等と兼ねる)</p> <p>(2) 読者(会員等)拡大活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自立活動紹介パンフレット等の作成 ・ダイレクトメールの送付 	
<p>5 その他 広報啓発活動等</p>	<p>(1) 各種講演会等の依頼に対し、講演講師、ピアサポーター等を派遣する</p> <p>(2) 障がい者ボランティアの受け入れ</p> <p>(3) 物品、切手等の販売</p> <p>①物品販売事業 ②切手等販売事業 ③葉書印刷事業等</p> <p>(4) その他会の目的達成に必要な事業</p>	

第 5 号議案 2016 年度事業予算（案）

提案理由

このことについて、別紙 17p のとおり定款第 22 条 第 1 項
第 4 号により承認を求めます。

2016年度 活動予算書
2016年4月1日から2017年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費	2,100,000		2,100,000
2 受取寄附金 受取寄附金 寄付物品	2,000,000	8,000,000	2,000,000 8,000,000
3 受取助成金等 受取民間助成金	629,000		629,000
4 事業収益 切手等販売事業収益		8,500,000	8,500,000
5 その他収益 雑収益 有価証券分配金 受取利息 受取配当金	2,968,512 10,000 40,000		0 2,968,512 10,000 40,000
経常収益計	7,747,512	16,500,000	24,247,512
II 経常費用			
給料手当	6,155,965	2,703,675	8,859,640
通勤手当	96,860	96,860	193,720
法定福利費	876,213	398,294	1,274,507
福利厚生費	8,300	7,038	15,338
退職金	120,000	120,000	240,000
接待交際費	20,000		20,000
会議費	50,000		50,000
旅費交通費	400,000		400,000
外注費	1,284,901		1,284,901
広告宣伝費	20,000		20,000
通信費	645,007		645,007
消耗品	195,750	195,749	391,499
事務用消耗品	49,222	49,222	98,444
修繕費		297,442	297,442
水道光熱費	195,241	195,240	390,481
諸会費		45,360	45,360
支払手数料	909,992	324,000	1,233,992
車両費		106,020	106,020
地代家賃	1,134,000	1,134,000	2,268,000
賃借料	62,022		62,022
保険料		102,714	102,714
租税公課			0
減価償却費		226,438	226,438
雑費	241,147		241,147
燃料代		37,344	37,344
売上原価		9,500,000	9,500,000
ボランティア活動費	270,000	270,000	540,000
経常費用計	12,734,620	15,809,396	28,544,016
当期経常増減額	-4,987,108	690,604	-4,296,504
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損 当期商品仕入費			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			-4,296,504
前期繰越正味財産額			73,156,200
次期繰越正味財産額			68,859,696

第 6 号議案 諸規定等の制定について

提案理由

このことについて、会員の権限及び会費の納入方法を明確にするなど、会務の円滑な促進を図るため、次の規約等の制定をするもので、定款第 22 条第 9 号により承認を求めます。

記

- 1、 会員規約 19 p ～22 p
- 2、 役員報酬 23 p
- 3、 要領 24 p ～30 p

特定非営利活動法人札幌いちご会会員規約

(全文)

この規約(以下「本規約」という。)は、特定非営利活動法人札幌いちご会(以下「当法人」という。)との関係に適用し、会員は入会申込を行った時点で本規約を承認したものとす。

(会員規約の適用)

第1条 本規約は、当法人の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものであり、入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する用語の定義については、定款の定めるとおりとする。

(会員規約の変更・追加)

第2条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、あるいは軽微なものについては理事長が別に定めることにより、本規約を変更し、又は追加が必要と判断される事項を順次追加することがある。

(会員の種別)

第3条 当法人の会員は、当法人の定款において定められた次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体であり、総会にて平等な表決権をもつ。

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体であり、総会での表決権を持たないが、総会で参考意見を述べるができるものとする。

2 当法人の会員は当法人の事業又は活動に参加し、会報、事業報告等の情報を受けることができる。

なお、複数口申込みの会員については、その申込み口数の範囲内で会報を送付することができるものとする。

(入会申込)

第4条 入会申し込みをする者は、第7条で定める入会金及び年会費を払い込み、別紙様式1の入会申し込み書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出する。

(入会申込の拒絶)

第5条 当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

(1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合。

- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合。
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合。
- (4) 過去に会員資格を取り消された者から申し込みがあった場合。
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合。

(会員資格有効期間)

第 6 条 会員資格の有効期限は次のとおり定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。
 - (2) 入会した翌年度以降は、当法人の一事業年度とする。
- 2 会員資格の有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、第 7 条で定める入会金及び年会費の入金の払い込みを確認した日とする。
- 3 会員資格は、第 9 条で定める方法により継続することができる。

(入会金及び年会費)

第 7 条 入会金及び年会費の金額は以下のとおりとする。

- (1) 入会金 正会員（個人・団体） 0 円
賛助会員（個人・団体） 0 円
- (2) 年会費 正会員（個人） 3,000 円
（非営利団体） 3,000 円
（営利団体） 10,000 円
賛助会員（個人）1 口 3,000 円（複数可）
（非営利団体） 3,000 円
（営利団体）1 口 12,000 円（複数可）

(抛出金品の不返還)

第 8 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(会員資格の継続)

- 第 9 条 会員資格の有効期間が満了する場合には、書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。
- 2 会員資格は、毎年度開始後 2 か月以内に、当法人の定める方法により会費を振り込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

(会員の氏名及び名称等の変更)

第 10 条 会員はその氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその内容を当法人に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、別紙様式2の退会届により、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは総会の決議によりこれを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき。
- (3) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流布させたとき。
- (4) 障害者差別解消法、障害者虐待防止法等、障害者関係法令への違反があったとき。
- (5) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (6) 当法人の定款及びこの規約に違反したとき。
- (7) 第14条の退会勧告を行ったにもかかわらず、当該会員の行為が改まらず、さらには問題となっている行為に改善の見通しが無いとき。
- (8) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不適当と判断したとき。

(退会勧告)

第14条 会員が前条第1項の各号に準じた状態にある場合、又は各号の状態に至るおそれがある場合に理事長は理事会の承認を得て、当該会員に退会勧告を行うことができる。この場合、においても、承認を得る前に承認を得る前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(有効期間終了に伴う措置)

第15条 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が会費の払い込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われたときは、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合は速やかに清算するものとする。

(禁止行為)

第16条 会員は次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 会員は、本規約第3条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させてはならない。

(2) 会員は当法人の許可なく、当法人の名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動してはならない。

(個人情報保護)

第 17 条 会員の個人情報（住所、氏名、年齢、電話番号、写真、電子メールアドレス等）はプライバシー保護のため、全会員がその取扱いに十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡若しくは売却し、またはその内容の一部若しくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

2 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して運用される法令を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 情報開示や第三者への提供について該当する会員の同意があるとき。
- (2) 裁判所や警察等公的機関から法令に基づく正式な照会を受けたとき。
- (3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス提供等に損害を及ぼす可能性があり、それらの保護のために必要と認められるとき。
- (4) 会員の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しいとき。

(損害賠償)

第 18 条 会員が定款及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

(会員間の紛争)

第 19 条 会員間の相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当法人は一切の責を負わない。

(残存条項)

第 20 条 退会した場合または会員資格が停止若しくは除名された場合であっても、第 15 条、第 17 条、第 19 条及び本条の規程は有効に存続するものとする。

附 則

- 1 この規約の施行日以前に当法人賛助会員 A 及び B の会員（以下「旧会員」という。）について、本規約第 4 条に定める入会申し込みを行ったものとする。
- 2 旧会員のうち賛助会員 B（個人会員）については第 9 条第 1 項に定める 8 口の申し込みがあったものとして取りあつかう。
- 3 本規約施行後においても、会費について旧会員から従来どおりの取り扱いを求められた時は、当分間、その取扱い方法を継続する。
- 4 本規約は 年 月 日より実施する。

役員報酬

- 1 2時間以下の時間が拘束された場合

1回につき	2,000円
-------	--------

- 2 2時間以上4時間以下の時間が拘束された場合

1回につき	3,000円
-------	--------

- 3 4時間以上の時間が拘束された場合

1回につき	4,000円
-------	--------

特定非営利活動法人札幌いちご会寄附金品受入事務取扱要領

1 趣旨

この事務取扱要領は、特定非営利活動法人札幌いちご会（以下「本会」という。）定款及び法人経理規程（以下「経理規程」という。）に基づき、適切な寄附物品の受入等を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 受入手続

受入手続について、経理規程第21条の規定により、次のとおり定めるものとする。

(1) 寄附申込書

寄附金品申し出があったときは、寄附申し出者が作成した別記様式1による寄附申込書の提出を求め、申し出者の住所、氏名、寄附金額（寄附物品の場合は品名、数量等）、寄附の使途指図、寄附日等を確認する。

なお、高額寄附は、予め理事長の決裁を得るものとする。

(2) 寄附金領収書及び寄附金台帳

寄附金領収書（別記様式2）は次のとおり発行することとし、速やかに寄附金台帳に記載するものとする。

- ① 寄附金領収書の発行権限は理事長とし、理事長公印をもって発行すること。
- ② 寄附領収書の発行は、原則として現金又は小切手による寄附に限ること。
- ③ 寄附金領収書は、必ず、正副2枚を作成の上、通し番号を付して欠番なく管理し、正領収書を寄附者に発行すること。
なお、副領収書は控えとして確実に保管すること。
- ④ 寄附金受領時に、領収書を発行できないときは、仮領収書を発行し、後日、速やかに札状等を添えて発行すること。
- ⑤ 領収書の発行日付は、寄附金を受領した日とすること。
- ⑥ 寄附金受領後、速やかに寄附金台帳（別記様式3）に記載すること。
- ⑦ 受領した寄附金は、直ちに使用する場合であっても、必ず一旦は取引金融機関に預け入れてから払い戻すこと。
- ⑧ 会計責任者は、月次試算表作成時に寄附金収入額と寄附金台帳を検証確認すること。

(3) 寄附物品等受領書及び寄附物品等受付簿

寄附物品受領書（別記様式4）は次のとおり発行することとし、速やかに寄附物品受付簿に記載し、理事長の決裁を得るものとする。

- ① 寄附物品等受領書（以下「受領書」という。）の受付年月日は、寄附物品を受領した日付で記載し、必要に応じて理事長名で発行すること。
なお、受領書は正副2枚作成の上、副受領書は控えとして確実に保管すること。
- ② 寄附物品受領書の番号は寄附物品等受付簿の番号を記載すること。
- ③ 物品受領後は、速やかに寄附物品等受付簿に記載し、理事長の決裁を得ること。

3 感謝状の贈呈

本会に高額の寄附等を行った個人及び団体に対し、次の基準により、感謝状及び記念品を贈ることができる。

(1) 寄附金

1件50万円以上、若しくは、寄附が継続してなされ金額が合算で50万円を超えた場合。

(2) 寄附物品等

① 時価評価額が1件50万円以上、若しくは、寄附が継続してなされ物品評価額が合算で50万円を超えた場合。

② 寄附金と寄附物品評価額の合算額が1件50万円以上、若しくは、寄附が継続してなされ寄附金額と物品評価額が合算で50万円を超えた場合。

(3) 不動産その他の寄附等

① 上記の寄附金相当額（時価評価）を超えている場合。

② その他理事長が特に必要と認めた場合。

4 その他

この要領に定めるもののほか、寄附物品等受入事務に関し必要な事項は、別に定める。

5 附則

この要領は、平成 年 月 日から適用する。

理 事 長		会計責任者		担 当 者

寄 附 申 込 書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 札幌いちご会
理事長 様

寄附者住所

氏名

印

私は、この度貴法人に対し次のとおり寄附を申し込みます。

1 寄附年月日 平成 年 月 日

- 2 寄附目的
- ① 法人のために使用してください。
 - ② 法人が行う活動を利用する者のために使用してください。
 - ③ 使用目的は、貴法人に一任します。
 - ④ その他（具体的目的）

3 金 額 円

4 品 名

寄 附 金 領 収 書

平成 年 月 日

様

金 円

当法人が行う特定非営利活動事業のための寄附金として
上記金額を領収いたしました。

北海道札幌市西区西町南 1 8 丁目 2 番 1 号
稲嶺ビル 1 階
特定非営利活動法人 札幌いちご会
理事長



(寄附金台帳)

受付年月日	寄 附 者 氏 名	寄附者住所 (所在地)		寄附者の使途指定	
	寄 附 金 額	帰 属 会 計		領 収 書	
	円	法人	処理日	非課税領収書	No.
		事業		一 般 領 収 書	交 付
受付年月日	寄 附 者 氏 名	寄附者住所 (所在地)		寄附者の使途指定	
	寄 附 金 額	帰 属 会 計		領 収 書	
	円	法人	処理日	非課税領収書	No.
		事業		一 般 領 収 書	交 付
受付年月日	寄 附 者 氏 名	寄附者住所 (所在地)		寄附者の使途指定	
	寄 附 金 額	帰 属 会 計		領 収 書	
	円	法人	処理日	非課税領収書	No.
		事業		一 般 領 収 書	交 付
受付年月日	寄 附 者 氏 名	寄附者住所 (所在地)		寄附者の使途指定	
	寄 附 金 額	帰 属 会 計		領 収 書	
	円	法人	処理日	非課税領収書	No.
		事業		一 般 領 収 書	交 付
受付年月日	寄 附 者 氏 名	寄附者住所 (所在地)		寄附者の使途指定	
	寄 附 金 額	帰 属 会 計		領 収 書	
	円	法人	処理日	非課税領収書	No.
		事業		一 般 領 収 書	交 付

注1 受付年月日は、寄附金を受領した日を記載すること。

2 寄附者氏名、住所は正確に記載すること。なお、匿名の場合はその旨を記載すること。

3 寄附金の使途指定は、できるだけ具体的に記載すること。(例 「〇〇にかかる償還金として」、「◇◇整備資金として」、「△△用地購入資金として」等)

4 帰属会計は、寄附者寄附目的に沿って決定し、処理日は帰属会計収入として会計処理した日を記載すること。

No. _____

寄 附 物 品 等 受 領 書

平成 年 月 日

様

品名

当法人が行う特定非営利活動事業のための寄附物品として、上記物品を受領いたしました。

北海道札幌市西区西町南 1 8 丁目 2 番 1 号
特定非営利活動法人 札幌いちご会
理事長



(寄附物品等受付簿)

理事長		取扱者	寄 附 者 氏 名	寄附者住所 (所在地)
受付年月日		寄附物品名 (規格・数量等)		
No.	交付			
評 価 額		使 途		
円				
理事長		取扱者	寄 附 者 氏 名	寄附者住所 (所在地)
受付年月日		寄附物品名 (規格・数量等)		
No.	交付			
評 価 額		使 途		
円				
理事長		取扱者	寄 附 者 氏 名	寄附者住所 (所在地)
受付年月日		寄附物品名 (規格・数量等)		
No.	交付			
評 価 額		使 途		
円				

- 注 1 寄附者氏名、住所は正確に記載すること。なお、匿名の場合はその旨を記載すること。
 2 寄附物品名は、品名、規格、数量等をできるだけ具体的に記載すること。
 3 評価額は、寄附物品を時価評価した額とすること。ただし、軽微の物品や評価額が明確ではないものについては記載を省略して差し支えない。
 4 使途は、「〇〇行事の景品として」等できるだけ具体的に記載すること。